

警 察 署 協 議 会 会 議 録

| | | |
|------|---|--|
| 名 称 | 大 阪 府 松 原 警 察 署 協 議 会 | |
| 開催日時 | 令和5年 6月27日（火曜日）午前10時45分から 午前11時30分までの間 | |
| 開催場所 | 大阪府松原警察署 講堂 | |
| 出席者 | 委員 | 杉村会長 布内副会長 竹綱委員 小林委員 上本委員 吉村委員 前田委員 伊藤委員 増田委員 |
| | 警察 | 署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長2名 |
| 議事概要 | <p>1 会長挨拶</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、松原警察署協議会定例会議に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回の会議は、新たに委嘱された委員をお迎えし、また署長以下6名の幹部の方が新たに転入された、新体制での開催となります。</p> <p>また、春の人事異動で署員の方々も入れ替わりがあったと聞いておりますが、新体制となっても、犯罪発生の防止や交通事故防止対策等、より一層御尽力いただけることと期待しております。</p> <p>特に、本年10月28日(土)から29日(日)の2日間、G7大阪・堺貿易大臣会議が開催予定と聞いております。</p> <p>昨年の安倍元総理の銃撃事件や先日の岸田総理襲撃事件を受け、様々な対策を講じ、警備もより一層厳しくしなければならぬと感じており、松原警察署協議会として協力できることは、できる限りさせていただこうと考えております。</p> <p>終わりに、当会議が有益な会議になることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>本日は、大変お忙しい中、松原警察署協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、会長はじめ、委員の皆様におかれましては、警察業務に対して平素より御理解と御協力を賜り、本当に感謝しております。</p> <p>この度、令和5年度初めての警察署協議会ですが、今後は新しく委嘱されました委員を加え、このメンバーで協議会を実施して参りますのでよろしく願いいたします。</p> <p>また、我々警察の方も、新たな体制での協議会となります。</p> <p>警察署協議会は警察署長の諮問機関として、委員の方からの、警察に対するいろいろな意見・要望を話し合い、また警察署長に直接色々な意見を述べていただく機関となっております。</p> | |

今回、地域の身近な問題から警察に対する提言まで、忌憚のない御意見・御要望をいただき、有意義な会議となりますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

3 犯罪・交通事故発生状況及び施策等取組状況の説明

(1) 管内の犯罪発生状況等について

ア 犯罪発生状況及び防犯活動状況等について【生活安全課長】

イ 特殊詐欺の被害防止活動について【地域課長】

(2) 府下及び管内交通事故発生状況等について【交通課長】

4 質疑応答

(1) 駐車監視員の増員及び活動区域の拡大について

【委員】

松原市での駐車監視員の増員、また監視区域の拡大はあるのですか。

【警察】

駐車監視員の人数や配置回数等は駐車違反取締件数等に応じて協議しており、今後、松原市内の駐車違反の取締件数等が増加すれば増員を要望していきます。

駐車監視員の活動区域につきましては、国道や大堀堺線等の主要道路を中心に、松原市全域で活動しております。

拡大があるとすれば、大規模な祭礼等で事前の駐車取締が必要な場合等、臨時に活動区域を拡大する場合があります。

(2) 放置自転車への対応について

【委員】

個人の敷地内及び公道における放置自転車に対する警察の対応に違いはあるのですか。

【警察】

まず、道路上における放置自転車の取扱いにつきましては、現場に警察官を派遣し、盗難品であれば回収し、被害者に返還します。

盗難品でもなく、所有者にも連絡がつかない場合には市役所に対応をお願いすることになります。

自転車が放置されているのが敷地内であっても、警察官を現場に派遣し、盗難等の被害品か否かを調べます。

盗難品でなくても所有者が判明すれば、所有者に連絡しております。

(3) 自転車運転者に対する交通安全教育及び交通指導取締りについて

【委員】

小中学校での自転車の走行方法等の交通安全教室の開催要望

自転車走行中の携帯電話操作の指導取締の要望

【警察】

松原市内における自転車事故が増加しており、警察としても自転車運転者に対する安全への意識向上は課題としているところです。

現在、高齢者に対しては町会等を通じて交通安全教育を実施しており、各小学校や幼稚園等には市役所と連携して実施しております。

その他には各企業や地域主催の行事等でお時間をいただき自転車通行に関する交通安全教育を実施しており、今後も継続して実施していきます。

また、自転車対策は交通安全だけではなく、主要交差点等において

議事概要

交通切符を適用した取締りや指導警告活動を実施しており、今後も継続して実施していきます。

また、本年4月よりヘルメットの着用が努力義務化されたのを受け、様々な機会を捉えて啓発活動を実施しています。

(4) 不審なメールの受信について

【委員】

私の携帯電話に

お荷物をお届けしましたが、不在でしたので持ち帰りました
下記の方まで連絡をお願いします。

とURL付のメールが送信されてきました。

孫に確認したところ、詐欺の手口であると言われました。

皆さんも、身に覚えのないURL付のメールを開かないようにとの紹介です。

【警察】

委員の言われたとおり、詐欺の可能性が非常に高いです。

添付されてきたURLを開くと、偽サイト等に接続されたり、個人情報等が抜かれる等し、詐欺の被害に遭うケースが多いです。

身に覚えのないメール等や怪しいと思ったメールは開かないようにしてください。

また、御自身でインターネットにより、商品を購入した際等は、各企業専用のアプリをダウンロードしておく、その専用アプリで配送等の連絡が送信されてくるので、その専用アプリで確認するようにして下さい。

御自身の身に覚えのないメールや少しでもおかしいと感じたメールは絶対に開かないこと、また、安易に個人情報を入力しないことが、一番の防犯対策です。